

No. 1368 (2026. 7.28)

## 同性婚と日本国憲法

—高裁判決を中心に—

はじめに

I 同性婚をめぐる現状

II 地裁判決及び高裁判決の概要

III 高裁判決の内容

1 東京①高裁判決【第 14 条第 1 項、第 24 条第 2 項違反】

2 札幌高裁判決【第 14 条第 1 項、第 24 条違反】

3 福岡高裁判決【第 13 条、第 14 条第 1 項、第 24 条第 2 項違反】

4 東京②高裁判決【第 14 条第 1 項、第 24 条に違反しない】

おわりに

キーワード：同性婚、憲法、高等裁判所、判決

- 民法及び戸籍法の婚姻に関する諸規定は同性婚を認めていないとされ、当事者が婚姻届を提出しても不受理とされている。
- 同性の者との婚姻届を提出したが不受理とされた原告らが、国を被告として提起した一連の訴訟において、札幌、東京、名古屋、大阪、福岡の各高等裁判所は、令和 6（2024）年 3 月～令和 7（2025）年 11 月に判決を言い渡した（東京は 2 件、合計 6 件）。同性婚を認めていない民法及び戸籍法の諸規定が憲法に違反するか否かについて、5 件は違憲、1 件は合憲とした。
- いずれも原告側が上告し、一連の訴訟は最高裁判所の大法廷に回付され、来年（令和 9（2027）年）にも判断が出される見通しとなっている。

国立国会図書館 調査及び立法考査局

憲法課 たかやま よしひろ  
高山 善裕

第 1 3 6 8 号

## はじめに

同性の者との婚姻届を役所に提出したものの不受理とされた原告らは<sup>1</sup>、札幌、東京、名古屋、大阪、福岡において訴えを提起した。訴訟は、同性婚（同性間等の婚姻）を認めていない民法（明治 29 年法律第 89 号）及び戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）の規定（以下「諸規定」という。）が、日本国憲法（以下「憲法」という。）に反するにもかかわらず、国が必要な立法措置を講じていないことについて、国家賠償法（昭和 22 年法律第 125 号）第 1 条第 1 項の適用上違法である旨の主張を原告らが言い、慰謝料等の支払を求めたものである。令和 7（2025）年 11 月までに先の 5 か所の高等裁判所（以下「高裁」という。）では、控訴審判決が言い渡された（後掲表（pp.3-4.））。

本稿は、これらの高裁判決を紹介する<sup>2</sup>。なお、高裁判決は、札幌高等裁判所令和 6 年 3 月 14 日判決<sup>3</sup>（以下「札幌高裁判決」という。）、東京高等裁判所令和 6 年 10 月 30 日判決<sup>4</sup>（以下「東京①高裁判決」という。）、東京高等裁判所令和 7 年 11 月 28 日判決<sup>5</sup>（以下「東京②高裁判決」という。）、名古屋高等裁判所令和 7 年 3 月 7 日判決<sup>6</sup>（以下「名古屋高裁判決」という。）、大阪高等裁判所令和 7 年 3 月 25 日判決<sup>7</sup>（以下「大阪高裁判決」という。）、福岡高等裁判所令和 6 年 12 月 13 日判決<sup>8</sup>（以下「福岡高裁判決」という。）の 6 件である。また、本文、表及び脚注中で法律名が記載されていない条番号及び条文は、憲法のものである。

## I 同性婚をめぐる現状

第 24 条第 1 項では「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立」と規定されている。これについて、政府は、同項は、同性婚の成立を認めることは想定されていないとした上で、同性婚の導入について、我が国の家族の在り方の根幹に関わる問題であり、国民各層の意見、国会における議論の状況や同性婚に関する訴訟の動向等を引き続き注視していく必要がある旨、述べている<sup>9</sup>。政府はまた、同性婚をしようとする者の婚姻の届出を受理することができ

\* 本稿の内容は、特記したものを除き、令和 8（2026）年 6 月 19 日現在のものである。インターネット情報の最終アクセス日も同様である。

<sup>1</sup> 一連の訴訟のうち、東京地方裁判所令和 6 年 3 月 14 日判決、その控訴審（東京高等裁判所令和 7 年 11 月 28 日判決）ではトランスジェンダー（法律上の性別は女性、性自認は男性）の原告（性的指向は異性愛）がいる。トランスジェンダーとは、生まれたときに割り当てられた性別（戸籍上の性別など）と、自身が「自分はこの性別だ」と感じている性別が一致しない人のことを言う（岡田桂監修「トランスジェンダーとは？抱える課題やスポーツ参加の議論、配慮を解説」2026.5.21. 朝日新聞 SDGs ACTION！ ウェブサイト <<https://www.asahi.com/sdgs/article/16546579>>）

<sup>2</sup> 地裁判決の詳細は、井田敦彦「同性婚と日本国憲法—これまでの地裁判決—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』1257 号, 2024.2.6. <<https://doi.org/10.11501/13319948>>; 寺原真希子・三浦徹也『「結婚の自由をすべての人に」訴訟（同性婚訴訟）の最前線—婚姻という選択肢を求めて—』恒春閣, 2025, pp.123-148 を参照。

<sup>3</sup> 札幌高等裁判所令和 6 年 3 月 14 日判決 判例タイムズ 1524 号 51 頁

<sup>4</sup> 東京高等裁判所令和 6 年 10 月 30 日判決 判例時報 2641 号 99 頁

<sup>5</sup> 東京高等裁判所令和 7 年 11 月 28 日判決 令和 6 年(ネ)第 1861 号

<sup>6</sup> 名古屋高等裁判所令和 7 年 3 月 7 日判決 令和 5 年(ネ)第 570 号

<sup>7</sup> 大阪高等裁判所令和 7 年 3 月 25 日判決 令和 4 年(ネ)第 1675 号

<sup>8</sup> 福岡高等裁判所令和 6 年 12 月 13 日判決 令和 5 年(ネ)第 584 号

<sup>9</sup> 「参議院議員神谷宗幣君提出同性婚に係る憲法解釈及び国民的議論に関する質問に対する答弁書」（令和 7 年 7

ない理由について、民法や戸籍法において「夫婦」とは、婚姻の当事者である男である夫及び女である妻を意味しており、同性婚は認められていないとしている<sup>10</sup>。

平成 27（2015）年に東京都渋谷区で導入された、同性カップルを公的に認定するための取組である「パートナーシップ制度」は、令和 7（2025）年 5 月 31 日時点で導入自治体が 532 自治体（人口カバー率は 92.7%）となっている<sup>11</sup>。同制度の利用では婚姻の法的効果を享受できないが、公的認定に係る証明書等を提示することで、公営住宅への入居申込み等において法律婚夫婦と同様の扱いを受けることができる<sup>12</sup>。

新聞の世論調査では、各紙とも同性婚を法律で認めることに賛成の割合が半数を超えている<sup>13</sup>。社説では、同性婚の法制化に向けた国会での議論を進めるべきとするもの<sup>14</sup>、同性婚を想定しない憲法が時代に合わないのであれば憲法改正が筋であるとするもの<sup>15</sup>等がある。

また、諸外国の動向としては、平成 12（2000）年のオランダを嚆矢（こうし）として、同性婚を法的に認める国が増加している<sup>16</sup>。直近では、令和 7（2025）年 1 月、タイで婚姻平等法と呼ばれた 2024 年民商法典改正法第 24 号が施行された<sup>17</sup>。

## II 地裁判決及び高裁判決の概要

表は、諸規定が憲法に違反するか否かに関する各高裁判決とそれぞれの原審である地方裁判所（以下「地裁」という。）判決をまとめたものである。高裁判決について見ると、東京②高裁判決は（主張されなかった第 13 条を除く。）対象条項全てに違反しないとした一方、そ

月 1 日内閣参質 217 第 235 号）<<https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/syuisyo/217/touh/t217235.htm>>; 第 217 回国会参議院予算委員会会議録第 12 号 令和 7 年 3 月 26 日 p.8 等。

<sup>10</sup> 「衆議院議員逢坂誠二君提出日本国憲法下での同性婚に関する質問に対する答弁書」（平成 30 年 5 月 11 日内閣衆質 196 第 257 号）<[https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_shitsumon.nsf/html/shitsumon/b196257.htm](https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon.nsf/html/shitsumon/b196257.htm)>; 第 198 回国会衆議院予算委員会会議録第 7 号 平成 31 年 2 月 14 日 p.22。東京地方裁判所令和 4 年 11 月 30 日判決 判例時報 2547 号 45 頁（以下「東京①地裁判決」という。）は、民法や戸籍法の規定と同性婚について整理しており、「民法は、第 4 編第 2 章「婚姻」を設け、婚姻に関する諸規定を置き（731 条以下）、婚姻の成立要件、効力等について定めているところ、その中で、婚姻は、戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、その効力を生ずる旨を定め（739 条 1 項）、婚姻した当事者を「夫婦」と呼称し、そのいずれかを「夫」又は「妻」と呼称している（750 条、767 条等）。また、戸籍法は、婚姻をしようとする者は、夫婦が称する氏等の事項を届書に記載して、その旨を届け出なければならず（74 条）、婚姻の届出があったときは、夫婦について新戸籍を編成し（16 条 1 項本文）、当該戸籍には、戸籍内の各人について、夫又は妻である旨が記載されることとされている（13 条 6 号）。このように、婚姻制度に関する民法第 4 編第 2 章及び戸籍法の諸規定…は、同性の者同士の婚姻を明文で禁止しているものではないが、婚姻を「夫」と「妻」の間のもの、すなわち異性間のものとして定めており、同性間の婚姻は認められていない」と述べている。

<sup>11</sup> 「地方自治体のパートナーシップ制度登録件数（2025 年 5 月 31 日時点）」2025.6.27. 認定 NPO 法人虹色ダイバーシティウェブサイト <<https://nijiiriversity.jp/9593/>>

<sup>12</sup> 高橋優「地方公共団体のパートナーシップ認定制度」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』1269 号, 2024.3.7, p.6. <<https://doi.org/10.11501/13342057>> なお、婚姻の法的効果については、井田 前掲注(2), p.2 を参照。

<sup>13</sup> 賛成の割合について、毎日新聞は 54%（「毎日新聞世論調査」『毎日新聞』2023.2.20.）、朝日新聞は 72%（「同性婚「法で認めるべきだ」72%」『朝日新聞』2023.2.21.）、産経新聞は 71%（「本社・FNN 合同世論調査 質問と回答」『産経新聞』2023.2.21.）、読売新聞（早稲田大学先端社会科学研究所との共同実施）は賛成が 18%、どちらかといえば賛成が 42%（「主な質問と回答」『読売新聞』2025.12.2.）。

<sup>14</sup> 「（社説）同性婚巡る判決と国会 尊厳守る議論を急ぐ時だ」『毎日新聞』2025.12.2; 「（社説）今こそ同性婚巡る国会議論を」『日本経済新聞』2025.12.7; 「同性婚訴訟 司法の声を受けとめよ」『朝日新聞』2025.12.14.

<sup>15</sup> 「（主張）「同性婚」認めず 理にかなう妥当な判決だ」『産経新聞』2025.12.4.

<sup>16</sup> 「同性婚を考える 世界の状況」Marriage For All Japan website <<https://www.marriageforall.jp/marriage-equality/world/>> なお、主要国における同性婚を認める法律又は判決については、井田 前掲注(2), p.2 を参照。

<sup>17</sup> 日野智豪「【タイ】同性婚の合法化—民商法典の改正—」『外国の立法』No.303-1, 2025.4, pp.34-35. <<https://doi.org/10.11501/14158659>>

他の高裁判決は全て第 14 条第 1 項及び第 24 条第 2 項（ただし、札幌高裁判決は第 24 条）違反とした。また、福岡高裁判決は第 13 条違反とした。第 14 条第 1 項に関しては、事柄の性質に応じた合理的な根拠に基づくものでない限り、法的な差別的取扱いを禁止する趣旨のものであるとした「待命処分判決」<sup>18</sup>や「尊属殺違憲判決」<sup>19</sup>等が、第 24 条第 1 項の「婚姻」に関しては、「婚姻をするについての自由」<sup>20</sup>を述べた「再婚禁止期間判決」<sup>21</sup>や「夫婦同氏制判決」<sup>22</sup>が、それぞれ参照されている。

ただし、国家賠償法に基づく慰謝料等の支払請求はいずれも棄却された。その理由は、「在宅投票制度判決」<sup>23</sup>や「在外邦人選挙権判決」<sup>24</sup>等を参照して、法律の規定が憲法上保障され又は保護されている権利・利益を合理的な理由なく制約するものとして憲法の規定に違反するものであることが明白であるにもかかわらず、国会が正当な理由なく長期にわたってその改廃等の立法措置を怠る場合等に限り、当該立法不作為が同法第 1 条第 1 項の規定の適用上違法の評価を受ける等とした上で、この場合には当たらないとした<sup>25</sup>。

表 同性間の婚姻を認めていない民法及び戸籍法の規定が憲法に違反するか否かに関する各地裁及び各高裁の判断

| 裁判所 |    | 判決年月日      | 審査対象の憲法条項          |                    |          |             |
|-----|----|------------|--------------------|--------------------|----------|-------------|
|     |    |            | 第 24 条第 1 項        | 第 24 条第 2 項        | 第 13 条   | 第 14 条第 1 項 |
| 札幌  | 地裁 | 令和 3.3.17  | 違反しない              | 違反しない              | 違反しない    | 違反する        |
|     | 高裁 | 令和 6.3.14  | 違反する <sup>*1</sup> | 違反しない              | 違反しない    | 違反する        |
| 東京① | 地裁 | 令和 4.11.30 | 違反しない              | 違反状態 <sup>*4</sup> | (原告主張せず) | 違反しない       |
|     | 高裁 | 令和 6.10.30 | 違反する <sup>*2</sup> | 違反する               | (原告主張せず) | 違反する        |
| 東京② | 地裁 | 令和 6.3.14  | 違反しない              | 違反状態 <sup>*4</sup> | (原告主張せず) | 違反しない       |
|     | 高裁 | 令和 7.11.28 | 違反しない              | 違反しない              | (原告主張せず) | 違反しない       |
| 名古屋 | 地裁 | 令和 5.5.30  | 違反しない              | 違反する               | (原告主張せず) | 違反する        |
|     | 高裁 | 令和 7.3.7   | 違反する <sup>*2</sup> | 違反する               | (原告主張せず) | 違反する        |
| 大阪  | 地裁 | 令和 4.6.20  | 違反しない              | 違反しない              | 違反しない    | 違反しない       |
|     | 高裁 | 令和 7.3.25  | △ <sup>*3</sup>    | 違反する               | 違反しない    | 違反する        |
| 福岡  | 地裁 | 令和 5.6.8   | 違反しない              | 違反状態 <sup>*4</sup> | 違反しない    | 違反しない       |
|     | 高裁 | 令和 6.12.13 | △ <sup>*3</sup>    | 違反する               | 違反する     | 違反する        |

<sup>18</sup> 最高裁判所大法廷昭和 39 年 5 月 27 日判決 最高裁判所民事判例集 18 巻 4 号 676 頁 <<https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-53093.pdf>>

<sup>19</sup> 最高裁判所大法廷昭和 48 年 4 月 4 日判決 最高裁判所刑事判例集 27 巻 3 号 265 頁 <<https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-51807.pdf>>

<sup>20</sup> 再婚禁止期間判決では、「婚姻をするかどうか、いつ誰と婚姻をするかについては、当事者間の自由かつ平等な意思決定に委ねられるべきであるという趣旨を明らかにしたもの」と解される。…上記のような婚姻をするについての自由は、憲法 24 条 1 項の規定の趣旨に照らし、十分尊重に値するものと解することができる」と述べている。なお、最高裁判所の「婚姻をするについての自由」は、法律で定めた婚姻制度に基づく婚姻をする自由であり（第 24 条第 1 項を自由権規定と解していない。）、前記制度の受入れを拒否して婚姻しないことも婚姻しない自由を行使しているにすぎず、「婚姻をするについての自由」の制約はないとの説明がある（高橋和之『立憲主義と日本国憲法 第 6 版』有斐閣、2024、p.300.）。

<sup>21</sup> 最高裁判所大法廷平成 27 年 12 月 16 日判決 最高裁判所民事判例集 69 巻 8 号 2427 頁 <<https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-85547.pdf>>

<sup>22</sup> 最高裁判所大法廷平成 27 年 12 月 16 日判決 最高裁判所民事判例集 69 巻 8 号 2586 頁 <<https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-85546.pdf>>

<sup>23</sup> 最高裁判所第 1 小法廷昭和 60 年 11 月 21 日判決 最高裁判所民事判例集 39 巻 7 号 1512 頁 <<https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-52654.pdf>>

<sup>24</sup> 最高裁判所大法廷平成 17 年 9 月 14 日判決 最高裁判所民事判例集 59 巻 7 号 2087 頁 <<https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-52338.pdf>>

<sup>25</sup> なお、東京①高裁判決は諸規定の憲法違反が明白でない点として「近時の複数の裁判例において概ね同旨の問題意識を示す判断が積み重ねられつつも、その判断内容自体、これまでのところ必ずしも統一されておらず、最高裁の判断は未だ示されていない」ことを挙げている。これに対し、「違憲審査権が各審級にそれぞれ与えられているにもかかわらず、…高裁自らの憲法上の権威性を毀損してはいまいか」との指摘がある（駒村圭吾「同性婚訴訟、ふたつの高裁判決—高裁判事たちの挑戦とそこに宿る陥穽—」『法学セミナー』841 号、2025.2、p.57.）。

- \*1 第 24 条第 1 項と第 2 項を分けず、第 24 条に違反しているとした。
- \*2 表中の「一」は裁判所が判断しなかったもの。
- \*3 大阪高裁判決及び福岡高裁判決の第 24 条第 1 項について、渡邊泰彦「結婚の自由をすべての人に」訴訟」民事判例研究会編『民事判例研究 2—2024 年下期—』（別冊 NBL No.193）商事法務，2025，p.3 や「同性婚否定「合憲」」『産経新聞』2025.11.29 の表では合憲としている一方、寺原真希子・三浦徹也『「結婚の自由をすべての人に」訴訟（同性婚訴訟）の最前線—婚姻という選択肢を求めて—』恒春閣，2025，pp.175-176 や「同性婚判断 最高裁に宿題」『毎日新聞』2025.11.29 の表では、「一」（裁判所が判断しなかった）となっている。なお、大阪高裁判決は「…24 条の制定経緯や構造から、憲法 24 条第 1 項が直ちに同性間の婚姻の自由を保障し、同性婚の法制化を要請しているものとまで解することはできない」、福岡高裁判決は（文言や制定経緯から）「同性婚を認めないことが直ちに同条〔第 24 条〕1 項に違反するとまでは解し難い」と述べている。
- \*4 東京①地裁判決では、現行法上、同性愛者がパートナーと家族になるための法制度が存在しないことは、第 24 条第 2 項に違反する状態であるが、そのような法制度の構築は立法裁量に委ねられ、同性婚を認めない民法及び戸籍法の諸規定が同項に反するとまでは認められない状態であるとする。東京①及び福岡地裁判決の詳細は、井田敦彦「同性婚と日本国憲法—これまでの地裁判決—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』1257 号，2024.2.6，pp.5-6. <<https://doi.org/10.11501/13319948>> を参照。
- （出典）「裁判例検索」<[https://www.courts.go.jp/app/hanrei\\_jp/search1](https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/search1)>; 寺原真希子・三浦徹也『「結婚の自由をすべての人に」訴訟（同性婚訴訟）の最前線—婚姻という選択肢を求めて—』恒春閣，2025，pp.175-176 等を基に筆者作成。

参考として、審査対象の憲法の条項及び条文を挙げる。

- 第 13 条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。
- 第 14 条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。
- ②・③ （略）
- 第 24 条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。
- ② 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

### III 高裁判決の内容

地裁で違憲とした判決は、札幌地裁判決（第 14 条第 1 項）と名古屋地裁判決（第 14 条第 1 項及び第 24 条第 2 項）のみであった（表）。一方、高裁判決では、東京②高裁判決以外は全て違憲とし、名古屋地裁同様、第 14 条第 1 項及び第 24 条第 2 項違反としたものは、東京①、名古屋、大阪高裁判決の 3 つとなった。特に前の 2 つは、名古屋地裁判決とも異なり、諸規定が第 24 条第 1 項に違反するか否か全く述べずに判断を示しており、本稿では、東京①高裁判決を取り上げる<sup>26</sup>。このほか、地裁判決と異なり、第 24 条違反とした札幌高裁判決（第 14 条第 1 項にも違反）、第 13 条違反とした福岡高裁判決（第 14 条第 1 項及び第 24 条第 2 項にも違反）を取り上げる。また、高裁判決で唯一合憲とした東京②高裁判決も取り上げる。なお、高裁判決の条項ごとの内容を比較した表を本稿末尾に掲載した（別表）。

<sup>26</sup> 東京①高裁判決の後に出了た名古屋高裁判決は、東京①高裁判決と同様のため（例えば、後掲注(52) 松原の分類）、本稿ではその内容を省略する。

## 1 東京①高裁判決【第 14 条第 1 項、第 24 条第 2 項違反】

### (1) 第 24 条に関して

第 24 条の趣旨に関して、「婚姻及び家族に関する事項について、封建的な規律を撤廃して、個人の尊重（憲法第 13 条）と法の下での平等（憲法第 14 条）という基本原則に立脚した制度が制定されなければならないことを明らかにし、婚姻については、戸主の同意権のような制限を排除して、婚姻当事者の自由意思の尊重と婚姻当事者間の平等を保障する趣旨」と述べている。そして、「「両性」、「夫婦」という文言を用いる憲法 24 条の規定をもって、性愛の対象とする相手を人生の伴侶と定めて共同生活を営むという永続的な人的結合関係が、性的指向によっては、同性間で成立し得ることを想定した上で、男女間の人的結合関係のみを法的な保護の対象とし、同性間の人的結合関係には同様の法的保護を与えないことを憲法自体が予定し、許容する趣旨であると解することはできず、憲法 24 条の規定があることを根拠として、男女間の婚姻のみを認め、同性婚は認めないことにつき、憲法 14 条第 1 項違反の問題が生じ得ないということとはできない」と述べている。

### (2) 第 14 条第 1 項、第 24 条第 2 項に関して

諸規定における性的指向による区別<sup>27</sup>は、国会に与えられた裁量権を考慮しても合理的な根拠が認められない場合、第 14 条第 1 項に違反するというべきであり、国会に与えられた立法裁量の範囲を超えるものとして、第 24 条第 2 項にも違反するというべき旨を述べている<sup>28</sup>。そして、「配偶者の相続権（民法 890 条）のように、婚姻当事者の性別や子の生殖可能性の有無にかかわらず、配偶者の地位にあることにより当然に生ずるものとされている財産的権利について、男女間の婚姻とは異なる規律とすることは、直ちにその合理的根拠を見出し難く、憲法 14 条 1 項違反の問題が生じ得ると解される」等、この区別の合理的根拠の有無を検討し、「同性間の人的結合関係については、婚姻の届出に関する民法 739 条に相当する配偶者としての法的身分関係の形成に係る規定を設けていないことは、個人の人格的存在と結び付いた重要な法的利益について、合理的な根拠に基づかずに、性的指向により法的な差別的取扱いをするものであって、憲法 14 条 1 項、24 条 2 項に違反するというべき」と述べた。

### (3) 判決に対する見解

同性カップルが「配偶者」としての地位が与えられていない点の問題を指摘した点を評価するものがある一方<sup>29</sup>、区別の取扱いについて「配偶者としての法的身分関係」について述べ、婚姻できるか否かとしていない点等を疑問視するものもある<sup>30</sup>。また、国会の立法裁量に関し

<sup>27</sup> 「性的指向が異性に向く者は、自らの自由意思により人生の伴侶と定めた相手との永続的な人的結合関係について、婚姻により配偶者としての法的身分関係の形成ができるのに対し、性的指向が同性に向く者は、これができないという区別」

<sup>28</sup> 判決では、憲法 24 条（2 項）について「憲法上直接保障された権利とまではいえない人格的利益をも尊重すべきこと等についても十分に配慮した法律の制定を求めるものであり、この点でも立法裁量に限定的な指針を与えるものといえる」等、「再婚禁止期間判決」（前掲注(21)）や「夫婦同氏制判決」（前掲注(22)）を参照している。

<sup>29</sup> 駒村 前掲注(25), p.57; 寺原・三浦 前掲注(2), pp.155-156. このほか、生殖可能性がない点が同性婚を否定する理由にならないことを述べている点を評価するものもある（松井茂記・白水隆『同性婚と憲法』日本評論社, 2025, p.165.）。

<sup>30</sup> 三浦徹也「「結婚の自由をすべての人に」訴訟における憲法論の取組み」『法学研究』99 巻 3 号, 2026.3, pp.314-317. なお、この論文では、東京①高裁判決について、多方面に対する配慮が行き届き、判決文として表出している論証自体に対する疑義は少ないとしている（同, p.317.）。

て、「個人の尊重（憲法 13 条）と法の下での平等（憲法 14 条）」という基本原則に立脚した制度とすべきであるという憲法上の要請が、その裁量の限界を画する」等と述べた点を、強い統制であると評価する一方、判決文で婚姻とは別の制度の余地を残した点に疑問も示されている<sup>31</sup>。

このほか、性的指向による区別に国会に与えられた裁量権を考慮しても合理的な根拠が認められず第 14 条第 1 項に違反する場合、国会に与えられた立法裁量の範囲を超えるものとして、第 24 条第 2 項にも違反するとしたことについて、「再婚禁止期間判決」と同様の指摘がある<sup>32</sup>。

## 2 札幌高裁判決【第 14 条第 1 項、第 24 条違反】

### (1) 第 13 条に関して

判決は「性的指向及び同性間の婚姻の自由に係る人格権<sup>33</sup>の内容は、憲法上一義的に捉えられるべきものではなく、憲法の趣旨を踏まえつつ定められている法制度との関係で初めて具体的に捉えられるものであると解すべき」と述べた上<sup>34</sup>で、「憲法 13 条のみならず、憲法 24 条、さらには各種の法令、社会の状況等を踏まえて検討することが相当であり、…（中略）…憲法 13 条が人格権として性的指向及び同性間の婚姻の自由を保障しているものということは直ちにできず」、諸規定の第 13 条違反を認めなかった。ただし、「性的指向及び同性間の婚姻の自由は、…（中略）…憲法 13 条によっても、人格権の一内容を構成する可能性があり、十分に尊重されるべき重要な法的利益であると解される」と述べた。

### (2) 第 24 条に関して

第 24 条について、「文言上、異性間の婚姻を定めており、制定当時も同性間の婚姻までは想定されていなかったと考えられる」が、法令の解釈について、「仮に立法当時に想定され

<sup>31</sup> 寺原・三浦 前掲注(2), pp.158-160. なお、判決では「同性間の人的結合関係について、配偶者としての法的身分関係の形成に係る規定を設ける方法としては、婚姻を男女間のものとしている民法及び戸籍法の規定を改正して、婚姻を同性間でも認める立法をする方法だけではなく、婚姻とは別の制度として、同性間の人的結合関係について婚姻の届出に関する民法 739 条に相当する配偶者としての法的身分関係の形成に係る規定を新設する立法をする方法もある」と述べている。また、東京①高裁判決同様、第 14 条第 1 項及び第 24 条第 2 項のみに違反するとした他の高裁判決では、「同性カップルについてのみ婚姻とは別の制度を設けることは、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状に鑑みると、新たな差別を生み出すとの危惧が拭えない」（大阪高裁判決）、「パートナーシップ制度やファミリーシップ制度といった婚姻制度とは異なる制度を利用すること自体が、個人の属性に係る秘匿性の高い情報である性的指向を自らの意思に反して開示することを求められるというプライバシー侵害につながる危険性がある」（名古屋高裁判決）と述べている。

<sup>32</sup> 松原俊介「判例詳解 現行の法令が同性間の婚姻を認めていないことの憲法適合性」『ジュリスト』1609 号, 2025.5, pp.94-95. なお、渡辺康行「同性婚訴訟・管見—第一次東京訴訟を手掛かりとして—」『法律時報』97 卷 2 号, 2025.2, pp.105-106 は、本件は「再婚禁止期間判決」同様、形式的平等が問題となり、その場合は第 14 条第 1 項に関する立法裁量と第 24 条第 2 項に関する立法裁量の範囲は同一に帰するという理解を示している。また、柴田憲司「同性婚と憲法上の権利・平等・制度」『法学教室』520 号, 2024.1, p.60 では、婚姻家族法制で、形式的不平等があれば、第 14 条第 1 項及び第 24 条第 2 項の違反（再婚禁止期間判決）、形式的不平等がない場合でも実質的平等が論点になる場合は、第 14 条第 1 項は問題にならず、第 24 条第 2 項の問題になる（夫婦同氏制判決）と整理する。

<sup>33</sup> 「各人の人格に本質的な生命、身体、健康、精神、自由、氏名、名誉、肖像及び生活等に関する利益の総体は広く人格権と呼ばれ、私法上の権利として古くから認められてきたもの」（芦部信喜、高橋和之補訂『憲法 第 8 版』岩波書店, 2023, p.128.）

<sup>34</sup> 「夫婦同氏制判決」（前掲注(22)）を参照している。

ていなかったとしても、社会の状況の変化に伴い、やはり立法の目的とするところに合わせ、改めて社会生活に適する解釈をすることも行われて」おり、「憲法 24 条についても、…個人の尊重がより明確に認識されるようになったとの背景のもとで解釈することが相当」とした。そして、「憲法 24 条は、憲法 13 条を受けて定められており、同条 1 項が同性間の婚姻を文言上は直接的に保障していないとしても、同条 2 項が定めるとおり、個人の尊厳が家族を単位とする制度的な保障によって社会生活上実現可能であることを踏まえると、同条 1 項は、人と人との間の婚姻の自由を定めたものであって、同性間の婚姻についても、異性間と同程度に保障する趣旨であるというべき」と述べた。そして、諸規定が「異性間の婚姻のみを定め、同性間の婚姻を許さず、これに代わる措置についても一切規定していないことから、個人の尊厳に立脚し、性的指向と同性間の婚姻の自由を保障するものと解される憲法 24 条の規定に照らして、合理性を欠く制度であり、少なくとも現時点においては、国会の立法裁量の範囲を超える状態に至っていると認めることが相当」と述べ、第 24 条違反とした<sup>35</sup>。

### (3) 第 14 条第 1 項に関して

性的指向に係る婚姻制度の取扱いの区別についての合理的な根拠の有無の検討は<sup>36</sup>、第 24 条で説示したところとほぼ同じとし、「同性愛者は婚姻することができず、これによる制度的な保障が受けられないことから、異性婚の成立によって享受が可能となる様々な制度が適用されないという著しい不利益を受けている。このことは、日常の生活、職場の関係、社会上的生活の各場面においてそうであるし、不慮の出来事が起きた場合にも同様であって、要するに人としての営みに支障が生じている」等から、第 14 条第 1 項に違反するとした。

### (4) 判決に対する見解

第 24 条第 1 項と同性婚の関係について、「これまでの裁判例及び学説は、おしなべて、…同性婚が禁止されるという解釈（禁止説）を否定」した上で、「ほとんどの裁判例及び多数説<sup>37</sup>は、憲法 24 条 1 項は同性婚を許容しているが要請はしていないと解釈しつつ（許容説）、憲法 24 条 2 項に基づく立法裁量に対する制約や、憲法 13 条や 14 条の解釈によって、同性婚あるいは少なくともそれに相当する制度が要請されるという帰結を導いている。また、少数ながら、憲法 24 条 1 項は同性婚に対しても異性婚と同等の保障を及ぼしているとする裁判例及び学説<sup>38</sup>も存在」するとされている<sup>39</sup>。札幌高裁判決については、第 13 条の個人の尊重の原

<sup>35</sup> 第 24 条全体から違憲とした点について、「婚姻をするについての自由」（前掲注(20)）は立法府の提供した婚姻制度を受け入れて婚姻する自由とするのが学説上の有力な理解で、同条第 1 項に含まれる婚姻をするについての自由には、単独で同性婚の制度化を根拠づける適格性がないことを指摘するものがある（松本和彦・伊藤建「同性婚の法的承認—「結婚の自由をすべての人に」事件—」『法学セミナー』846 号、2025.10・11、p.72.）。

<sup>36</sup> 「非嫡出子相続分規定違憲決定」（最高裁判所大法廷平成 25 年 9 月 4 日決定 最高裁判所民事判例集 67 巻 6 号 1320 頁）<<https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-83520.pdf>> の「立法府に与えられた…裁量権を考慮しても本件区別取扱いをすることに合理的な根拠が認められない場合には、当該区別取扱いは、憲法 14 条 1 項に違反するものと解するのが相当」が引用されている。

<sup>37</sup> 学説の状況は、春山習「同性婚訴訟の分析—札幌、大阪、東京地裁判決を素材に—」『亜細亜法学』58 巻 1 号、2023.8、pp.182-178 に挙げられている（多数説（許容説）は、p.180.）。

<sup>38</sup> 例えば、第 24 条の「両性」「夫婦」を「当事者」「双方」という別の用語が使用されているのと同じとして解釈する考え方（千葉勝美『同性婚と司法』（岩波新書 2008）岩波書店、2024、p.130 以下）がある。なお、これを含む学説については、松原俊介「同性婚訴訟と憲法学」『憲法問題』36 号、2025、pp.76-77 も参照。

<sup>39</sup> 小川亮「解釈方法論から考える憲法 24 条 1 項」『憲法問題』36 号、2025、p.36。

理を基礎とし、第 24 条第 1 項が同性婚（全ての人に婚姻の自由を認めること）を要請していると読むものや<sup>40</sup>、同性婚に対しても異性婚と同等の保障を及ぼしていると読むものがある<sup>41</sup>。

このような札幌高裁判決に対しては、第 24 条第 1 項の新たな解釈論を示し、画期的と評価するものがある一方<sup>42</sup>、第 24 条第 1 項を「人と人との間の自由な結びつきとしての婚姻」と解釈する理由について、憲法学からの検証を必要とするというものや<sup>43</sup>、第 24 条第 1 項の文言（「両性」と「夫婦」）と実はきちんと対決しないまま、「個人の尊重」と「個人の尊厳」という抽象的な原理に依拠して、同性間の婚姻の自由を認めたことに対する違和感を表明するもの<sup>44</sup>等がある。このほか、「婚姻の自由」を実体的な権利としてではなく憲法的な利益と位置付けている可能性が高く、このことが婚姻の代替措置に係る立法裁量統制に影響を及ぼしていることに言及するものもある<sup>45</sup>。

### 3 福岡高裁判決【第 13 条、第 14 条第 1 項、第 24 条第 2 項違反】

#### (1) 第 13 条に関して

判決では、「婚姻<sup>46</sup>の成立及び維持のためには、他者からの介入を受けない自由が認められるだけでは足りず、婚姻が社会から法的な地位を認められ、婚姻に対し法的な保護が与えられることが不可欠」であり、「憲法 13 条は、婚姻をするかどうかについての個人の自由を保障するだけにとどまらず、婚姻の成立及び維持について法制度による保護を受ける権利をも認めていると解するべきであり、このような権利は同条が定める幸福追求権<sup>47</sup>の内実の一つであるといえる」とした。そして、「性的指向は、出生前又は人生の初期に決定されるものであって、個々人が選択できるものではなく、自己の意思や精神医学的な方法によって変更されることはないところ、互いに相手を伴侶とし、対等な立場で終生的に共同生活をするため

<sup>40</sup> 内藤光博「同性カップルの「婚姻の自由」同性婚を認めた札幌高裁違憲判決の衝撃」『現代の理論』65 号, 2024.7, p.123; 駒村圭吾「同性婚訴訟の次のステージ——札幌高裁判決をいかに受け止めるか——」『世界』982 号, 2024.6, pp.186-187 も憲法が単に許容するところにあるだけでなく、「要請」していると見るべきと述べている。

<sup>41</sup> 小川 前掲注(39), p.36.

<sup>42</sup> 松岡千紘「憲法 24 条における同性間の「婚姻の自由」の位置づけ」『新・判例解説 Watch 速報判例解説』（法学セミナー増刊）35 号, 2024.10, p.16; 寺原・三浦 前掲注(2), p.150 等がある。

<sup>43</sup> 渡邊泰彦「人と人との間の自由な結びつきとしての同性間の婚姻」『新・判例解説 Watch 速報判例解説』（法学セミナー増刊）35 号, 2024.10, p.85.

<sup>44</sup> 駒村 前掲注(25), p.53.

<sup>45</sup> 松岡 前掲注(42), p.16. また、同上, p.52 も、婚姻の自由を異性間と同程度に保障すると結論付けたのであれば、同じ処遇を与えるべきところ、腰が据わらず、婚姻制度への同等の編入という選択肢以外の立法措置も広く認めてしまったとしている。なお、寺原・三浦 前掲注(2), pp.153-154 は、判決が同性間の婚姻を認めることを前提としつつも、制度設計に複数の考え方があることに言及した点を不安要素とする。判決では「同性間で婚姻を認める場合であっても、制度の設計にはいくつかの考え方があり得るところである。例えば、パートナーシップ認定制度を設けたうえで、その状況を確認し、婚姻制度を設けるという考え方があるかもしれない。婚姻の制度は、夫婦のみならず、親子、相続等の民法の諸規定、これに関連する各種法令に及び、婚姻制度を設けるとしても、男女間の婚姻と全く同じにするか、さらには婚姻及び家族の法制度における数多くの個別の定めをどのように設計するかなど、検討すべき事項は多い。これらの事項は、法律の制定によるところであり、国会の裁量に委ねられることになり、その検討の過程を考慮する必要がある。」と述べている。

<sup>46</sup> 婚姻の本質について、「両当事者が、互いに相手を伴侶とし、相互に尊属・卑属の関係のない対等な立場で、生涯にわたって共同生活をするために結合し、新たな家族を創設することにより、婚姻は、人にとって重要かつ根源的な営みである。したがって、両当事者において、婚姻し、これを維持することを希望する場合には、その希望は最大限に尊重されなければならない」と述べている。

<sup>47</sup> 第 14 条以下の憲法に列挙されていない新しい人権の根拠となる一般的かつ包括的な権利であり、裁判上の救済を受けることができる具体的権利であるとされている。個別の人権を保障する条項との関係は、一般法と特別法の関係にあると解されるため、個別の人権が妥当しない場合に限り第 13 条が適用される（芦部、高橋補訂 前掲注(33), pp.122-123.）。

に結合し、新たな家族を創設したいという幸福追求の願望は、両当事者が男女である場合と同性である場合とで何ら変わりがないから、幸福追求権としての婚姻の成立及び維持について法的な保護を受ける権利は、男女のカップル、同性のカップルのいずれも等しく有しているものと解される」が、同性カップルの婚姻に、「法制度を設けず、法的な保護を与えないことは、異性を婚姻の対象と認識せず、同性の者を伴侶として選択する者が幸福を追求する途を閉ざしてしまうことにほかならず、配偶者の相続権（民法 890 条）などの重要な法律上の効果も与えられないのであって、その制約の程度は重大である」等と述べ、第 13 条違反とした。

## （2）第 14 条第 1 項に関して

第 13 条違反を「法の下での平等の観点からみると、…男女のカップルによる婚姻には法的な地位や保護を与えるのに対し、同性のカップルについては、婚姻しこれに伴う法的な地位や保護を得ることを一切認めていない」と述べ、婚姻に関する民法の規定等のうち、同性のカップルを婚姻制度の対象外とする部分は「合理的な根拠なく、同性のカップルを差別的に取扱うものであって、法の下での平等を定めた憲法 14 条 1 項に違反する」とした<sup>48</sup>。

## （3）第 24 条に関して

「同性婚を認めないことが直ちに同条第 1 項に違反するとまでは解し難いものの、同条が婚姻について定めている内容は、上記の憲法 13 条及び 14 条 1 項から導かれる結論と軌を一にしているものと解される」<sup>49</sup>とした。そして、婚姻に関する民法の規定等が同性カップルを婚姻の対象外とすることは、「個人の尊重を定めた憲法 13 条に違反するものであるから、…個人の尊厳に立脚して制定されるべき旨を定める憲法 24 条 2 項に違反することは明らか」と述べた。

## （4）判決に対する見解

札幌高裁判決や東京①高裁判決が婚姻の自由を、憲法上保護された基本的人権として認めていない一方、福岡高裁判決のみ第 13 条違反とし、婚姻の自由を承認している<sup>50</sup>。そして、福岡高裁判決を、当事者の思いに応えたものとして高く評価でき、第 13 条への言及を非常に高い社会的な意味があるとする意見がある<sup>51</sup>。この点について、他の判決で第 13 条から具体的権利を導き出すことに慎重である理由として、その権利の外延の不明確さや抽象的な第 13 条の文言から、構築すべき婚姻制度の内容を具体的に定めるハードルの高さを指摘するもの

<sup>48</sup> 判決では「同性のカップルに対し、端的に、異性婚と同じ法的な婚姻制度の利用を認めるのであれば、憲法 14 条 1 項違反の状態は解消されるものではない」とも述べられている。

<sup>49</sup> 判決では、これに先立ち、第 24 条の主眼が、旧法下において、家制度の下、戸主が家族の婚姻に対する同意権を始めとする戸主権を有していたことや、妻の地位が夫に劣後するものとされていたことを一掃することにあると述べている。

<sup>50</sup> 松井・白水 前掲注(29), pp.166-168, 176.

<sup>51</sup> 小林直三「同性婚を認めない現行法を憲法 13 条違反等とした福岡高裁判決に関する一考察—福岡高裁令和 6 年 12 月 13 日判決—」『WLJ 判例コラム』337 号, 2025.1.21. Westlaw Japan ウェブサイト <<https://www.thomsonreuters.co.jp/ja/westlaw-japan/column-law/2025/250121/>> このほか、人格の生存にとって不可欠いし重要な利益について（個別的規定がカバーせず）第 13 条を適用させる考えに依拠し、当事者の性的指向を問わない婚姻の自由の憲法的基盤を肯定した意味は小さくないとの意見もある（西山千絵「同性婚不承認と憲法 13 条」『令和 7 年度重要判例解説』（ジュリスト 臨時増刊 1623 号）2026.5, pp.14-15.）。

がある<sup>52</sup>。また、「婚姻の成立及び維持について法制度による保護を受ける権利」が第13条の幸福追求権から保障されるとする点について、これまで第13条を根拠に判例が認めた権利は全て自由権であることを指摘するものもある<sup>53</sup>。

#### 4 東京②高裁判決【第14条第1項、第24条に違反しない】

##### (1) 第24条第1項に関して

判決は、第24条について、「憲法改正当時<sup>54</sup>、社会的承認を受けていた歴史的、伝統的な婚姻形態である両性、すなわち異性の者同士が永続的な精神的及び肉体的結合を目的として真摯な意思をもって共同生活を営む人的結合関係を「婚姻」とし、国会が、その法制度を定めるに当たっての要請、指針として、民主主義の基本原則である個人の尊厳（憲法13条）と両性の本質的平等の原則（憲法14条）を定めたもの…と解される」とした。その上で、「憲法改正当時、社会的承認を受けていなかった他の人的結合関係については、憲法が一義的に定めるのではなく、第一次的には、憲法24条2項の「家族に関するその他の事項」として、国の伝統や国民感情を含めた社会状況における種々の要因を踏まえつつ、その各時代における夫婦や親子関係についての全体の規律を見据えた総合的かつ合理的な判断により、具体的な制度の構築を国会が合理的な立法裁量で決することが予定されていると解される」等と述べた<sup>55</sup>。そして「同性の者同士の結合関係（同性の者同士の事実婚）が憲法24条の「婚姻」に含まれ、又はこれに同条1項の類推適用がされるとは解されず、同性の者同士が憲法上「婚姻」の自由を保障されているとはいえない」等とした。

##### (2) 第14条第1項に関して

民法の「法律婚制度は、「一の夫婦とその間の子」の結合体を、社会の基礎的な構成単位となる基本的な家族の姿として想定するという制度設計…に立って構築されたもの」であると

<sup>52</sup> 「木村草太先生の判例解説②同性婚訴訟福岡高裁判決（2024年12月13日）」2024.12.23. 東京大学出版会 [note <https://note.com/utpress/n/necb7a281880e?magazine\\_key=m58cb5a591c0f>](https://note.com/utpress/n/necb7a281880e?magazine_key=m58cb5a591c0f); 松原俊介「同性カップルの「婚姻」と個人の自律」『法律時報』98巻4号, 2026.4, p.29. なお、第13条の位置付けという点から、高裁判決を①第24条第1項から同性婚について法的保護を受ける権利が認められないため、補的に第13条から認める場合（福岡高裁判決）、②第24条第1項の解釈において指導原理として機能する場合（札幌高裁判決）、③婚姻制度の裁量統制（第14条第1項、第24条第2項審査）において第13条から導かれる利益が考慮される場合（東京①高裁判決、名古屋高裁判決、大阪高裁判決）に分類する（松原 同, pp.30-31. 札幌高裁判決及び福岡高裁判決について、木村も同旨。）。

<sup>53</sup> 「木村草太先生の判例解説②同性婚訴訟福岡高裁判決（2024年12月13日）」同上 なお、自由権は、国家がしてはならない行為を定義すれば権利の内容が定まるため、成熟性の要件を充たしやすいと指摘している。

<sup>54</sup> 憲法制定時を意味する。なお、地裁判決でも東京①地裁判決（前掲注(10)）等で「社会的承認」に言及しているが、「憲法改正当時」のものではなく、「現在」の社会的承認である点で高裁判決と異なる（「現段階において、同性間の人的結合関係を異性間の夫婦と同じ「婚姻」とすることの社会的承認があるものとまでは認め難いものといわざるを得ない」（東京①地裁判決））。

<sup>55</sup> 判決では、同性の者同士が、永続的な精神的及び肉体的結合を目的として真摯な意思をもって共同生活を営む人的結合関係を「同性の者同士の事実婚」と呼んでいる。そして、この「同性の者同士の事実婚」は、憲法改正後に家族として社会的承認を受けたものであり、第24条第2項の「家族に関するその他の事項」（同性の者同士の法律上の婚姻に準ずる関係を一般的に公証する法制度（同性の者同士に係る家族に関する法制度））として扱われるとする。なお、渡邊泰彦「同性の者同士の結合関係としての婚姻、家族、事実婚とは（結婚の自由をすべての人に訴訟東京第二次控訴審）」『新・判例解説 Watch 速報判例解説』（法学セミナー増刊）38号, 2026.4, p.125 も参照。

した<sup>56</sup>。この制度設計の下、諸規定の立法目的は「夫婦が夫婦としてどうあるべきかという観点のみならず、その間に生まれてくる子の父母としてどうあるべきかという観点から、具体的な婚姻の要件及び効果を定めることにありと解するのが相当」と述べた。そして、生まれてくる子のほぼ全てが嫡出子であること等から、「この立法目的は、現時点でもなお合理性を有しており」、諸規定が存在しなければ「誰も婚姻ができなくなり、憲法 13 条、24 条に違反する結果となるから、その存在が憲法に違反することもあり得ない」として、異性の者同士と異なり、同性の者同士は法律婚制度を利用できないという区別は合理的な根拠に基づくとした。また、同性の者同士に係る家族に関する法制度の不存在は「同性の者同士が婚姻の本質を伴う結合関係を形成すること自体が侵害されているわけではなく、そのような結合関係は、同性の者同士の事実婚として法的に保護される<sup>57</sup>」等の理由から、「憲法 24 条 2 項が立法府に与えた裁量権を考慮した場合に、事柄の性質に応じた合理的な根拠に基づかないとまで断じることが困難であり、憲法 14 条 1 項に違反するとまではいえない」とした。

### (3) 第 24 条第 2 項に関して

先述の諸規定の立法目的を述べるとともに、「一の夫婦とその間の子」の結合体を、社会の基礎的な構成単位となる基本的な家族の姿として想定する制度設計について、「異性の者同士の婚姻を予定する憲法 24 条 1 項…の趣旨に沿ったものとして現時点でも合理性を有しており、また、「夫婦」が同性の者同士を含むという解釈を採るときには、…国会が同性の者同士に係る家族に関する法制度の内容を決していないのに、その内容が必然的に現行の法律婚制度と同じになってしまうのであり、そのような解釈は採り得ない」等と述べた。さらに「人口比率で約 93%相当の人々が居住する自治体がパートナーシップ制度を導入し、多くの民間企業が同性の者同士の家族の形成・子育てを異性の者同士と同様に支援する取組が広がっているなどの事情」等を踏まえ、「直ちに個人の尊厳と両性の本質的平等の要請に照らして合理性を欠き、国会の立法裁量の範囲を超えるものとみざるを得ないような場合に当たる」とは言えず、諸規定が第 24 条第 2 項に違反するものではないとした<sup>58</sup>。

### (4) 判決に対する見解

「国会の立法裁量をあまりに広く認めている点で問題」<sup>59</sup>、「争われているのは同性婚を認めないことの合理性であり、現行の異性婚制度の合理性ではない」<sup>60</sup>、「24 条が要請する婚姻法は、婚姻の自由と夫婦同等の権利を保障するものであり、…24 条には、法制度としての婚

<sup>56</sup> 婚姻制度に関して、東京①高裁判決は、婚姻の制度設計上、婚姻当事者の自由意思による合意が要件とされる一方、子の生殖の能力等は要件とされていないことから、婚姻当事者間の人的結合関係に社会共同体の基礎を成す構成単位としての意義を認め、これを法的な身分関係として制度化し、法的保護を与えてきたとしている。

<sup>57</sup> 婚姻に関する法制度中には、事実婚を法律婚と同様に扱う明文規定があるものも相当数存在すると述べている。

<sup>58</sup> このほか、同性の者同士に対して法律婚制度の利用を認めないことが、第 24 条第 2 項の「個人の尊厳」に違反する等との主張に対しても、「個人の性自認等が、各人の人格に根差した個性であり、前国家的な性質を有するとしても、法律婚制度自体は前国家的なものではないのであるから…、同性の者同士に現行の法律婚制度の利用を認めないことが、直ちに個人の尊厳に反するとはいえない」等と述べた。

<sup>59</sup> 春山習「当事者苦境に向き合わず」『毎日新聞』2025.11.29.

<sup>60</sup> 「結婚の自由をすべての人に」訴訟 2025 年 11 月 28 日の東京高裁判決に対する 法学者有志抗議声明 2026.3.3. <<https://ameblo.jp/kougiseimei/entry-12958769157.html>> なお、判決中で憲法前文（われらとわれらの子孫のために（中略）この憲法を確定する）を引用した点について、恣意的な引用であること、従来の裁判では憲法前文の裁判規範性の承認や憲法前文を根拠とした権利規定の補充的解釈には消極的であったこと等も指摘している。

姻の目的を子の生殖と養育とする手掛かりは存在しない」<sup>61</sup>等の指摘がある。また、性自認が身体的性別と一致しない者は、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（平成 15 年法律第 111 号）により法律上の性別変更を経て法律婚を選択できる等とする点は、当事者に性別変更の手続を迫るもので、個別の事情を十分考慮していないとの指摘もある<sup>62</sup>。一方、同性婚を認めていない民法や戸籍法の規定の合理性を、国家の安定的な維持の観点から説明したことは画期的、また、婚姻制度は子供を産み育てるための制度という民法の通説に沿い、意義が大きいとの意見もある<sup>63</sup>。

## おわりに

高裁判決は、1 件の合憲判決（東京②高裁判決）と 5 件の違憲判決であった。そして、地裁判決と異なり、第 14 条第 1 項や第 24 条第 2 項違反だけではなく、第 13 条違反（福岡高裁判決）、第 24 条違反（札幌高裁判決）とした判決もあった<sup>64</sup>。また、複数の地裁判決では（第 24 条第 2 項に）「違反する状態」とされた一方、高裁判決ではそのような判決はなかった<sup>65</sup>。

いずれの高裁判決も原告側が上告し、最高裁判所の大法廷に回付され、来年（令和 9（2027）年）にも判断が出される見通しであることが報じられている<sup>66</sup>。最大の焦点は現在の法制度が合憲か、違憲かという点ではあるが、同性カップルのためにどのような制度があるのか<sup>67</sup>も重要な問題であり、最高裁判所がどこまで踏み込み、どこを国会の裁量に委ねるのかは、日本の家族法の将来を大きく左右することになる、との指摘がある<sup>68</sup>。最高裁判所がどのような判断を示すか注目される。

<sup>61</sup> 二宮周平「同性婚訴訟—5 つの高裁判決の到達点と東京高裁合憲判決の問題点—」『戸籍時報』877 号, 2026.2, pp.7-8.

<sup>62</sup> 立石直子「トランスジェンダー当事者にとっての現行婚姻制度」『法律時報』98 巻 4 号, 2026.4, pp.108-109. なお、現行婚姻制度の問題が同性愛者の婚姻の自由の問題にとどまらず、トランスジェンダー当事者を含む性的マイノリティ全体に広く関わる家族法上の課題として捉える必要があることから、東京②高裁訴訟（その原審の地裁訴訟にも）にトランスジェンダー当事者が加わり（前掲注(1)）、この点を可視化した意義は大きいとする（立石 同, p.109.）。

<sup>63</sup> 八木秀次「憲法前文で合理性説明 画期的」『産経新聞』2025.11.29.

<sup>64</sup> 地裁判決は、婚姻をした当事者が享受し得る利益（①相続や財産分与等の経済的利益等や②当該人的結合関係が公的承認を受け、公証されることにより、社会の中でカップルとして公に認知されて共同生活を営むことができる利益）を、同性カップルにも認めることを目指しており、婚姻ではなくパートナーシップ制度で達成することで十分と考えていたと推察できるとの指摘がある。一方で、高裁判決（東京②高裁判決を除く。）は、婚姻という法的身分関係が認められない不平等を問題視し、同性間にも平等に婚姻という身分関係を認めるべきとの立場に立っている（渡邊泰彦「結婚の自由をすべての人に」訴訟」民事判例研究会編『民事判例研究 2—2024 年下期—』（別冊 NBL No.193）商事法務, 2025, pp.6-12.）。

<sup>65</sup> 違反状態について、原告の国家賠償請求（「同性間の婚姻を可能とする立法措置を講ずべき義務」違反）との関係では違憲ではないが（例えば福岡地裁（福岡地方裁判所令和 5 年 6 月 8 日判決 令和 1 年(ワ)2827 号）は、違憲状態の解消方法は同性間の婚姻を可能とする立法に限られないとする。）、客観的には違憲という状態を説明するためと述べるものがある（木村草太「同性婚訴訟第一審判決の分析—婚姻と婚姻効果の平等—」『法律時報』96 巻 1 号, 2024.1, pp.63-64.）。その他、井田 前掲注(2), p.6 も参照。

<sup>66</sup> 「同性婚 憲法判断へ」『読売新聞』2026.3.26; 「同性婚 大法廷で審理」『毎日新聞』2026.3.26. なお、「同性婚排除 憲法判断へ」『朝日新聞』2026.3.26 は、「早ければ 2026 年度中」としている。

<sup>67</sup> 羽生香織「婚姻の基礎的理解と同性婚」『法学教室』549 号, 2026.6, pp.32-36 は、同性婚の立法可能性として、現行の婚姻制度への包摂や別制度の新設に言及した上で、民法上の問題の核心として、夫婦と親子を分離するのか（現行の婚姻法や親子法の維持か変革か）を挙げる（同, p.36.）。櫻井智章「婚姻の自由の悩みどころ」『法律時報』98 巻 5 号, 2026.5, pp.77-78 は、同性婚も親子法の観点が重要とする一方、立法の難しさを述べている。

<sup>68</sup> 渡邊泰彦「同性カップルの婚姻に、どのように最高裁は答え、国会は応えるのか」2026.4.9. 明治大学ウェブサイト <[https://www.meiji.net/life/vol580\\_watanabe-yasuhiko](https://www.meiji.net/life/vol580_watanabe-yasuhiko)>

別表 高裁判決の内容（条項ごと）

| 条項      | 違反  | 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|---------|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第24条第1項 | する  | 「性的指向及び同性間の婚姻の自由は…憲法13条によっても、人格権の一内容を構成する可能性があり、十分に尊重されるべき重要な法的利益」「憲法24条1項は、人と人との間の自由な結びつきとしての婚姻をも定める趣旨を含み…同性間の婚姻についても、異性間の場合と同じ程度に保障していると考えることが相当」【札幌高裁判決】                                                                                                                                                                                                                                                      |
|         | しない | 「憲法改正当時、社会的承認を受けていなかった他の人的結合関係については…第一次的には、憲法24条2項の「家族に関するその他の事項」として、国の伝統や国民感情を含めた社会状況における種々の要因を踏まえつつ、その各時代における夫婦や親子関係についての全体の規律を見据えた総合的かつ合理的な判断により、具体的な制度の構築を国会が合理的な立法裁量で決する」【東京②高裁判決】                                                                                                                                                                                                                          |
| 第24条第2項 | する  | 「同性間の人的結合関係については、婚姻の届出に関する民法739条に相当する配偶者としての法的身分関係の形成に係る規定を設けていないことは、個人の人格的存在と結び付いた重要な法的利益について、合理的な根拠に基づかずに、性的指向により法的な差別的取扱いをするもの」【東京①高裁判決】<br>「異性間の婚姻のみを定め、同性間の婚姻を許さず、これに代わる措置についても一切規定していないことから、個人の尊厳に立脚し、性的指向と同性間の婚姻の自由を保障するものと解される憲法24条の規定に照らして、合理性を欠く制度であり、少なくとも現時点においては、国会の立法裁量の範囲を超える状態に至っていると認めることが相当」【札幌高裁判決】（第24条違反）<br>「個人の尊重を定めた憲法13条に違反するものであるから、…個人の尊厳に立脚して制定されるべき旨を定める憲法24条2項に違反することは明らか」【福岡高裁判決】 |
|         | しない | 「「一の夫婦とその間の子」の結合体を、社会の基礎的な構成単位となる基本的な家族の姿として想定する…制度設計は、異性の者同士の婚姻を予定する憲法24条1項…の趣旨に沿ったものとして現時点でも合理性を有して」いる。「人口比率で約93%相当の人々が居住する自治体がパートナーシップ制度を導入し…」「直ちに個人の尊厳と両性の本質的平等の要請に照らして合理性を欠き、国会の立法裁量の範囲を超えるものとみざるを得ないような場合に当たるといことはできない。」【東京②高裁判決】                                                                                                                                                                          |
| 第13条    | する  | 「憲法13条は、婚姻をするかどうかについての個人の自由を保障するだけにとどまらず、婚姻の成立及び維持について法制度による保護を受ける権利をも認めていると解するべきであり、このような権利は同条が定める幸福追求権の内実の一つ」【福岡高裁判決】                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|         | しない | 「憲法13条のみならず、憲法24条、さらには各種の法令、社会の状況等を踏まえて検討することが相当であり、…憲法13条が人格権として性的指向及び同性間の婚姻の自由を保障しているものといことは直ちにできず」【札幌高裁判決】                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 第14条第1項 | する  | 「配偶者の相続権（民法890条）のように、婚姻当事者の性別や子の生殖可能性の有無にかかわらず、配偶者の地位にあることにより当然に生ずるものとされている財産的権利について、男女間の婚姻とは異なる規律とすることは、直ちにその合理的根拠を見出し難く、憲法14条1項違反の問題が生じ得ると解される。」【東京①高裁判決】<br>「同性愛者は婚姻することができず、これによる制度的な保障が受けられないことから、異性婚の成立によって享受が可能となる様々な制度が適用されないという著しい不利益を受けている。…要するに人としての営みに支障が生じている」【札幌高裁判決】<br>第13条違反を「法の下での平等の観点からみると、…男女のカップルによる婚姻には法的な地位や保護を与えるのに対し、同性のカップルについては、婚姻しこれに伴う法的な地位や保護を得ることを一切認めていない」【福岡高裁判決】              |
|         | しない | 諸規定の立法目的は、「夫婦が夫婦としてどうあるべきかという観点のみならず、その間に生まれてくる子の父母としてどうあるべきかという観点から、具体的な婚姻の要件及び効果を定めることにあると解するのが相当」「この立法目的は、現時点でもなお合理性を有しており」、諸規定が存在しなければ「誰も婚姻ができなくなり、憲法13条、24条に違反する結果となる」【東京②高裁判決】                                                                                                                                                                                                                             |

（出典）各判決の判決文等を基に筆者作成。

\* 表中の判決の記載は以下の丸括弧内のものである。札幌高等裁判所令和6年3月14日判決 判例タイムズ1524号51頁（札幌高裁判決）、東京高等裁判所令和6年10月30日判決 判例時報2641号99頁（東京①高裁判決）、東京高等裁判所令和7年11月28日判決 令和6年(ネ)第1861号（東京②高裁判決）、福岡高等裁判所令和6年12月13日判決 令和5年(ネ)第584号（福岡高裁判決）

\*\* 表は、高裁判決のうち、地裁判決と異なり、同性婚を認めていない民法や戸籍法の規定が第24条第1項に違反するか否か明確に述べずに第14条第1項及び第24条第2項違反とした東京①高裁判決（名古屋高裁判決も同様のため省略）、第24条違反とした札幌高裁判決、第13条違反とした福岡高裁判決、また、高裁唯一の合憲判決である東京②高裁判決を取り上げた。